〔商品概要説明書〕

仙台銀行

貸　金　庫

（2025 年 4 月 1 日現在適用中）

	項　目	内　容
1	サービス名	・ 貸金庫
2	サービス概要	・ 当行営業店内に設置している貸金庫をお客さまにお貸出し、お客さまが保有されている有価証券や貴重品等の保管にご利用していただくサービスです。
3	サービス対象先	・個人・法人のお客さま
4	サービス内容 （1）当初契約期間 （2）利用時間 （3）格納できるもの （4）貸金庫の種類 （5）取扱店	・ 契約日から当行所定の契約満了月月末（3 月 31 日）までとなります。 契約満了日までにお客さままたは当行から解約の申し出がない場合は期間満了日の翌日から１年間、契約が継続します。 ・ 各営業店により異なりますので、窓口にお問い合わせ下さい。 ・ 有価証券及びその他の貴重品 ・ ①全自動型　②半自動型　③手動型の３種類です。 各営業店により、貸金庫の種類は異なります。 ・ ①本店営業部②上杉支店③東部工場団地支店④築館支店⑤古川支店⑥佐沼支店の 6 ヶ店
5	手数料 （消費税込み）	貸金庫手数料（年額）　10,560 円から ※サイズにより手数料が異なります。　26,400 円まで ・ 当行所定の日に１年分をお支払いいただきます（当初契約時は当行所定の契約満了月までの手数料を月割りでお支払いいただきます）。 ・ 2 年目以降のご利用料金は、毎年 4 月 10 日に普通預金または当座預金から口座振替にて自動引き落としさせていただきます（休日の場合は翌営業日となります）。 ・ 貸金庫の正鍵を紛失・毀損した場合、鍵の複製を行った場合は、錠前等の取替に要する費用をお支払いいただきます。また、貸金庫カードを紛失・毀損・名義変更した場合は、カードの再発行手数料として当行所定の手数料をお支払いいただきます。
6	解約	・ ご解約される場合は、格納物件をすべてお引取りいただいたうえで、お客さまの鍵、カードをご返却いただきます。 なお、契約期間満了以前にご解約のお申し出があった場合には、ご解約日の属する月の翌月から期間満了月までの月数で算出した手数料をお戻しいたします。
7	その他参考となる事項	・ お申し込みは、お通帳・ご印鑑・ご本人確認書類〔運転免許証・個人番号カード〕等が必要です。 ・ いかなる場合であっても、貸金庫鍵の複製は禁止しております。 ・ 正鍵の紛失など、万が一、副鍵の使用が必要な場合であっても、お申出日当日中の対応はできません。 ・ また、貸金庫の設置個数の関係で、ご希望にそえない場合もございます。 ・ お申し込みにあたっては簡単な審査がございます。

当行が契約している指定紛争解決機関：一般社団法人全国銀行協会
連絡先：全国銀行協会相談室　電話番号　0570-017-109